

令和1年12月12日

事業主各位

主催 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部  
共催 建設業労働災害防止協会鶴見分会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鶴見分会  
神奈川県社会保険労務士会鶴見支部  
港湾労災防止協会神奈川総支部横浜支部  
後援 鶴見労働基準監督署

## 労務管理講習会開催のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

会員各位におかれましては、日ごろから労務安全衛生活動を通じて従業員の労働福祉の向上にご尽力願っているところでございます。

昨今の経済情勢や労働条件をとりまく環境は、引き続き緩やかな回復基調が続き、雇用情勢も改善し個人消費も消費税の影響もありましたが緩やかに持ち直し、景気の回復が続く見通しです。当支部では今年度事業の一環として、「労務管理講習会」を鶴見労働基準監督署のご後援を戴き、地区災防団体共催による講習会を計画致しました。

今回は鶴見労働基準監督署担当官による「働き方改革」～働き方関連法及び最低賃金制度について・パートタイム 有期雇用労働法で求められる企業の対応について～のお話と、労働衛生コンサルタントによる「安全管理体制のあらましと受動喫煙防止対策について」の講義を予定しております。

この機会に経営首脳者をはじめ、労務管理責任者、労務管理担当者、安全衛生担当者等多数のご参加をお願い致します。

敬具

記

- 開催日時 令和2年2月13日(木) 午後1時～午後4時10分
- 場 所 鶴見商工会館 1階 会議室  
横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4 TEL (503)0017(事務局電話)
- 定 員 40名(定員になり次第〆切り)
- 受講料 4,280円(含:資料代・消費税)
- 講習内容(予定)

1) 「働き方改革」

- ・働き方関連法及び最低賃金制度について
- ・パートタイム 有期雇用労働法で求められる企業の対応について

鶴見労働基準監督署

担当監督官

2) 「安全管理体制のあらましと受動喫煙防止対策について」

社会保険労務士

三部 幸雄 氏

6. 申込方法

- ①申込書に必要事項をご記入の上FAXし、受講料を2月5日までに お支払い下さい。
- ②銀行振込の場合は事前に受付の可否をご確認の上、2月5日までに お振込みください。
- ③申込後に取りやめる場合は、講習会前日までに事務局までご連絡ください。前日までにご連絡のない場合は受講料のお返しはできませんのでご了承ください。

◎(公社)神奈川労務安全衛生協会鶴見支部

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4

TEL 503-0017 FAX 505-3411

◎横浜銀行鶴見支店

口座名 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 (普通)0064420

〈振込手数料は貴社にてご負担ください〉

FAX申込書

令和 年 月 日

(公社)神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 (FAX:045-505-3411)

労務管理講習会申込書

受講NO (事務局記載)	受講者氏名	役職又は所属	
事業場名			
所在地	〒		
連絡担当者氏名		所属	
TEL		FAX	
受講料のお支払について下記にご記入願います。		該当する所を○で、囲んで下さい。	
名分	円 令和 年 月 日	①銀行振込 ②事前に鶴見支部へ持参	

※ご記入いただいた個人情報については、鶴見支部が責任をもって管理し他に使用致しません。